

一般廃棄物処理業許可証

第24-17の2号許可

住 所 新得町字新得東1線32番地8
株式会社 カンキョウ
氏 名 代表取締役社長 根本 健史 様

平成26年9月4日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり許可する。

| | | |
|---------------------|--------------|--|
| 事業の種類 | 収集運搬・処分の別 | 収集、運搬、一時保管 |
| | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系ゴミ 浄化槽・生活雑排水・便槽洗浄汚泥・し尿 |
| 営業所の所在地及び名称 | | 新得町字新得東1線32番地8 株式会社 カンキョウ |
| 許可期間 | | 平成25年 4月 1日から 平成27年 3月 31日まで |
| 一般廃棄物の収集を行うことのできる区域 | | 新得町の一般廃棄物の処理区域内に限る。 |
| 許可の条件 | 収集した廃棄物の搬入場所 | 新得町一般廃棄物中間処理施設 十勝環境複合事務組合中島処理場 |
| | その他の | 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。 |

平成26年 9月10日

新得町長 浜田正利